

要件書類について

| よくある質問 | 回答 |
|-----------------------------------|--|
| 書類は何か月以内に取得したものが有効ですか | 3か月以内のものが有効となります。 ただし、就労証明書に関しては3か月以内であっても、さらに直近の実績の情報が必要と判断した場合は、別途給料明細のコピー等の提出をお願いすることがあります。 診断書に関しても、内容によって今現在の状態が把握できない場合は、もう一度診断書を取っていただくこともあります。 |
| 就労証明書は本社が証明者でなければいけませんか | 勤務先の判断で、店舗の店長等が証明していただくのであれば問題ありません。 |
| 就労証明書の不備の修正はどうしたらよいですか | 二重線を引き、訂正印をお願いします。修正ペン等での修正は認められません。 |
| 雇用期間の更新がありますが、就労証明書は再提出する必要がありますか | 雇用期間後の雇用が不明な場合は、再度提出が必要となります。 再雇用の予定がある場合は、「有期 更新あり」にマルをしていただければ、再提出の必要はありません。 |
| 入所月までに転職しますが、どちらの就労証明書が必要ですか | 前職(入所月以前に退職したもの)と転職先(入所月内に勤務が可能であるもの)の就労証明書を提出してください。前職に関しては、直近3か月分の給料明細のコピーでも構いません。 |
| 最近転職して、直近3か月の就労実績欄が空欄です | 実績は空欄のままご提出ください。後日、給料明細のコピーを原則1か月ずつ提出をお願いします。 |
| 入所月までに就労することが決まっていますが、就労要件になりますか | 勤務先にて就労証明書(内定)を書いてもらってください。就労証明書(内定)を書いていただけない場合は、求職要件でのお申込みとなります。 |
| 産前の直近3か月は体調が悪く、条件どおりに勤務できていませんでした | そのような場合は、直近6か月分の実績を有効とします。勤務先にて就労証明書の備考欄に記入いただくか、給料明細のコピーでも構いません。 なお、有給休暇を利用した場合は、実績に含まれます。 |

| よくある質問 | 回答 |
|------------------------------|--|
| 複数箇所勤務(ダブルワーク)をしています | <p>基本的には、全ての勤務先の就労証明書の提出をお願いします。指数に関わる場合がありますので、全て提出することをおすすめします。</p> <p>既に在園しているかたにつきましては、月48時間を超えていれば1か所でも構いません。</p> |
| 現在、傷病休暇を取得中ですが、入所が決まったら復職します | <p>勤務先にて就労証明書の備考欄に傷病休暇を認めている期間、復職予定日等を記入していただき提出してください。</p> <p>なお、復職後、復職証明書(専用書式)の提出をお願いします。</p> |
| 現在、傷病休暇を取得中ですが、復職日はわかりません | <p>診断書の提出をお願いします。専用書式はありません。</p> <p>なお、復職後、復職証明書(専用書式)の提出をお願いします。</p> |
| 子どもに障害があります | <p>保育所の判断により、診断書、主治医による保育指示書等の提出が必要となる場合があります。お申込み前に、ご希望の保育所にご確認ください。</p> |
| 現在、認可外保育所を利用しています | <p>月極利用で認可外保育所を利用されている場合は、入所選考で加点される場合があります。施設を利用していることがわかる書類(施設との契約書のコピー等)の提出をおすすめします。</p> |
| 配偶者の扶養に入っていますが、非課税証明書は必要ですか | <p>扶養として申告されているのであれば、非課税証明書の提出は不要です。</p> |